

平成 25 年 11 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社 SmartEbook.com
代表者名 代表取締役社長 安嶋幸直
(J A S D A Q ・ コード 2330)
問合せ先 取締役財務部長 飯田 潔
電話 092-263-5911

株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 5 日開催の取締役会において、下記のとおり株式分割を決議するとともに、単元株式数の採用および定款一部変更を平成 26 年 3 月 25 日までに開催予定の第 14 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の採用について

(1) 単元株制度の理由

全国証券取引所が公表した、平成 19 年 11 月 27 日付「売買単位の集約に向けた行動計画」および平成 24 年 1 月 19 日付「売買単位の 100 株と 1,000 株への移行期限の決定について」の趣旨に鑑み、単元株制度を採用するものです。

(2) 内容

単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用いたします。また、これに伴い下記 2 の通り、平成 26 年 3 月 31 日を基準日として 1 株を 10 株とする株式分割をいたします。単元株式数を 100 株とすることにより、新たに 1 単元未満となる株主様は 22,637 名です。この株主様数の割合は株主総数に対して 57.02%であり、これらの株主様が保有する株式数の合計は、発行済株式総数の 3.38%であります。(平成 25 年 6 月末現在)当社におきましては、仮に当社普通株式を 1 株につき 100 株または、50 株の割合をもって分割を実施した場合、理論上分割後の株価が著しく低い株価となることから、企業イメージの低下と営業活動においてもマイナス面を招く恐れがありますため、現時点では 10 分割での株式分割を実施することが適当であると判断いたしました。

また、後述のとおり、変更日を平成 26 年 4 月 1 日とすることで株主様にご判断いただける時間を最大限に設けるほか、単元未満株式を保有する株主様からの「単元未満株式の買増および買取」に対応すべく両制度を設けさせていただきます。

(3) 効力発生予定日

平成 26 年 4 月 1 日 (火)

※平成 26 年 3 月 27 日 (木) をもって、東京証券取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更されます。

(4) 効力発生の条件

平成 26 年 3 月 25 日までに開催予定の当社第 14 回定時株主総会において、定款一部変更に関する議案が承認可決することを条件といたします。

2. 株式分割について

(1) 分割の理由

上記1に記載の通り、単元株式数を100株とする単元株制度を採用するにあたり、単元未満株主となる株主様を最小限とする一方で、分割による株価の低下による企業イメージの悪化と営業活動におけるマイナス面を考慮し、1株につき10株の割合にて株式分割を行うべきものと判断いたしました。

(2) 分割の方法

平成26年3月25日までに開催予定の第14回定時株主総会において下記定款一部変更の件が承認されることを条件に、平成26年3月31日（月曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき10株の割合をもって分割いたします。

(3) 分割により増加する株式数

株式分割前の当社発行済株式総数	2,194,270株
今回の分割により増加する株式数	19,748,430株
株式分割後の当社発行済株式総数	21,942,700株
株式分割後の発行可能株式総数	62,380,000株

（注）上記は、平成25年6月末時点の発行済株式の総数に基づく株式数であり、新株予約権の行使等により、株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

(4) 分割の日程

基準日設定公告日	平成26年3月
基準日	平成26年3月31日（月）
効力発生日	平成26年4月1日（火）

(5) 新株予約権行使額等の調整

株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価額を平成26年4月1日以降、以下の通り調整します。

	調整前行使価額等	調整後行使価額等
第3回新株予約権	71,821円	7,183円
第4回新株予約権	30,350円	3,035円

(6) その他

基準日設定公告日は、今後の取締役会において株主総会の開催日が決まり次第、決定いたします。

3. 定款一部変更について

(1) 変更の理由

上記単元株制度の採用及び株式分割に伴うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下の通りであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、6,238,000株とする。</p> <p>第7条～第36条</p>	<p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>62,380,000株</u>とする。</p> <p><u>(単元株式数)</u></p> <p>第7条 当社の単元株式数は<u>100株</u>とする。</p> <p><u>(単元未満株主についての権利)</u></p> <p>第8条 <u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割り当ておよび募集新株予約権の割り当てを受ける権利</u></p> <p><u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p> <p><u>(単元未満株式の買増し)</u></p> <p>第9条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>第10条～第39条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>第1条 (単元未満株主の権利制限に関する経過措置)</u></p> <p><u>第6条の変更及び第7条乃至第9条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げは平成26年4月1日をもって効力を生ずるものとし、本附則は効力発生日をもって削除する。</u></p>

(2) 変更予定日

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 3 月 25 日までを予定

定款変更の効力発生日 平成 26 年 4 月 1 日 (火)

4. 単元未満株式の取扱いについて

単元株式数の変更に伴い、100 株未満の株式は単元未満株式となります。単元未満株式を保有する株主様は、取引所市場でご所有の単元未満株式を売買することはできませんが、以下の制度をご利用いただくことが可能であります。具体的なお手続きにつきましては、証券会社の口座でご所有の株主様はお取引のある証券会社へ、特別口座でご所有の株主様は特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社まで、それぞれお問い合わせください。

(1) 単元未満株式の買増制度

株主様にご所有される単元未満株式と合わせて 1 単元 (100 株) となるよう当社に対し、当社株式を売り渡すことを請求することができる制度です。

(2) 単元未満株式の買取制度

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、当社に対し、株主様が保有される単元未満株式を買い取ることが請求することができる制度です。

以上